

早期のガンから手厚くサポート すこやかな未来をつくるガン保険

人生の「もしも」を「安堵」にかえる。



スマート ガン保険Sセレクト

ガン保険(無解約返戻金型)(22)無配当



契約年齢範囲	0歳～85歳
保険期間	終身(更新なし)

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

ガンの保障

三井住友海上
あいおい生命
ホームページ
はこちら▶



三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」(JCV)へワクチン等の購入費用を寄付します。

すこやかな未来を保険でつくる。

人生100年時代の新しいカタチ

健康をトータルでサポート **MSAケア** はじめます



一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援し、
「すこやかな未来」を育むために、ガン保険はどうあるべきか。
三井住友海上あいおい生命の答えは、
従来のもしもの保障をガン治療等の現状を踏まえて充実させることに加え、
ガンになる前と後のサポートまでを“ひとつながり”でお届けすることでした。
私たちは、今の時代に寄り添った保障と
先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。

MSAケアとは？

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの
最新のライン
アップはこちら



<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

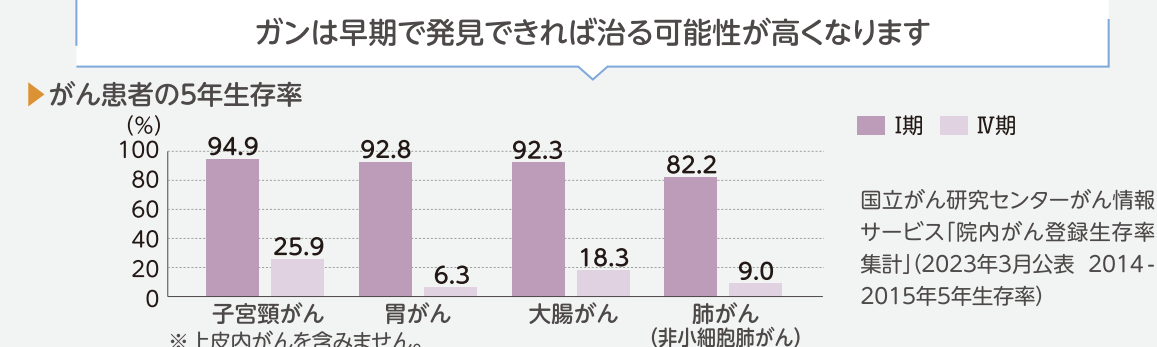
※「&LIFE ガン保険Sセレクト」は「ガン保険(無解約返戻金型) (22) 無配当」の販売名称です。
※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認ください。
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

&LIFE ガン保険Sセレクト+MSAケア

お客さまの健康をトータルでサポートしていきます (MSAケアサービスコンセプト)

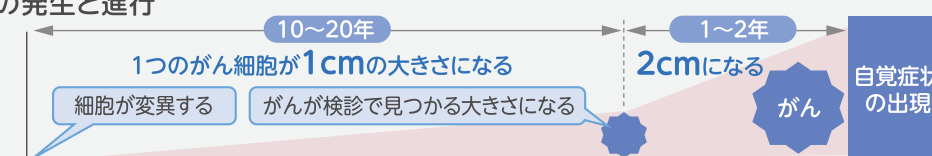


ガンの治療は早期発見が重要です



自覚症状のない早期がんを発見できるのは、がん細胞が1～2cm程度になる1～2年であるため、定期的にがん検診を受診することが重要です

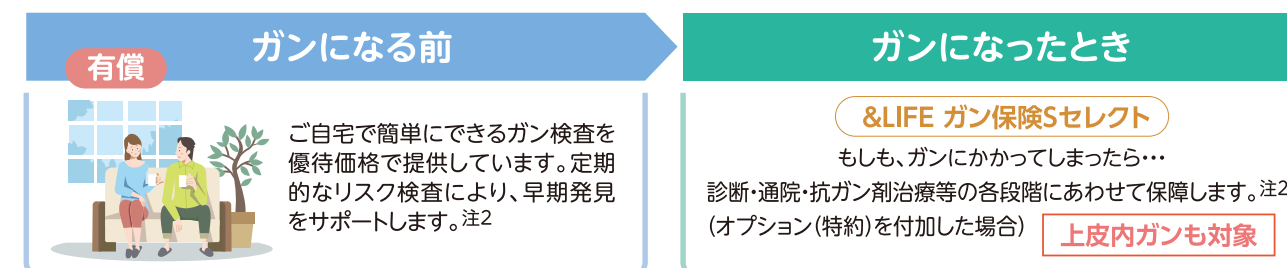
▶ ガンの発生と進行



「がん教育推進のための教材 補助教材」(文部科学省)をもとに三井住友海上あいおい生命作成

たとえば、こんなふうに関与します &LIFE ガン保険Sセレクトにご加入されたお客さまの場合

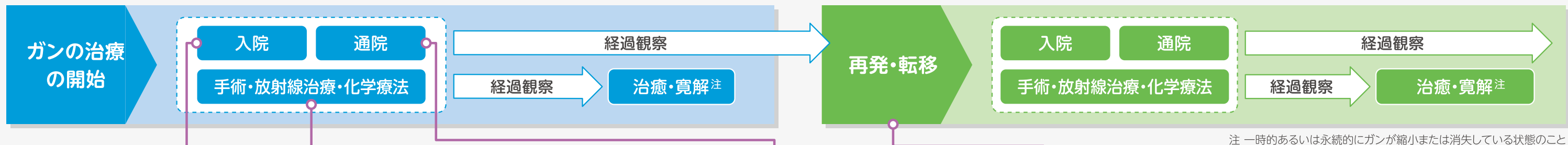
例 ▶ ガンのリスク検査^{注1}で早期発見をサポート



注1 ガンのリスク検査は、検査時のガンのリスクを調べるもので、医師によりガンを診断する検査ではありません。そのため、検査で「ガンのリスクが検出されなかった方」でもガンに罹患していないと保証されるものではありません。また、検査で「ガンのリスクが高いと判定された方」でも、必ずしもガンに罹患していることを示すものではありません。

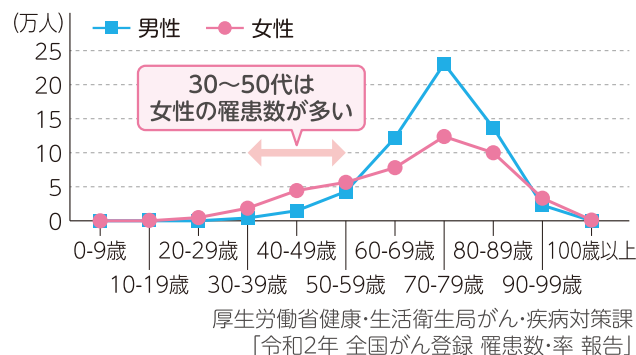
注2 MSAケアで提供するサービスの検査結果だけでは三井住友海上あいおい生命の給付金等のお支払事由には該当しません。

もしもガンにかかってしまったら… ガンの現状について考えてみましょう



男女ともに、ガンの罹患数は年齢とともに増加し、70代でピークをむかえます

▶ 年齢階級別がん罹患数(延べ人数)



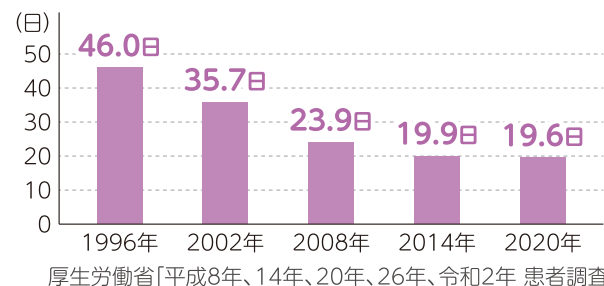
ガンの主な治療方法としては、「手術」・「放射線治療」・「化学療法」の3つがあります

ガンの種類や進行度に応じて、さまざまな治療方法を組み合わせ、その人に合った治療が行われます。



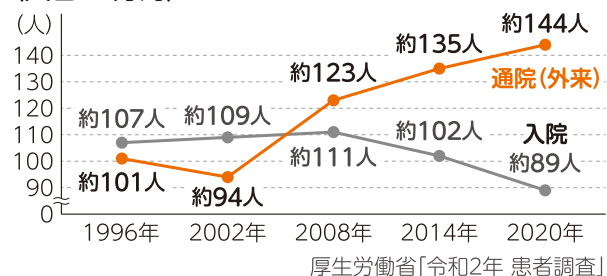
ガンの平均入院日数は24年で約26日減少しています

▶ がん(悪性新生物)の退院患者平均在院日数の推移



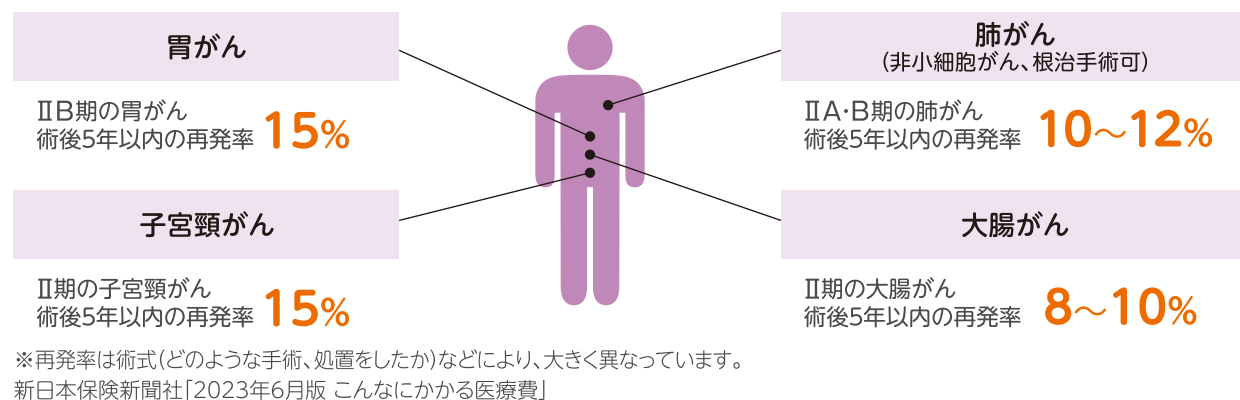
通院によるガン治療の割合が24年で約1.4倍に増えています

▶ がん(悪性新生物)の外来受療率、入院受療率の推移(人口10万対)



ガンは再発するリスクもあります

▶ がんの再発率



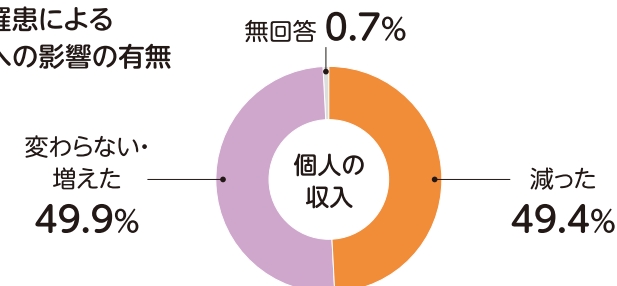
ガンに罹患することで、今までのように働けなくなってしまう場合や、収入が減少する場合があります

▶ がん罹患後に退職した人の割合

23.5%
(約4.3人に1人)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2024年3月 治療と仕事の両立に関する実態調査(患者WEB 調査)」

▶ がん罹患による収入への影響の有無



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」
※がんの罹患が分かった際に働いていた人を対象にした調査

そのとき、どのような備えがあれば安心でしょうか？

ガン治療の初期にまとまったお金があれば、安心して治療に専念することができます。

入院や手術に備えるお金があれば安心です。

&LIFE ガン保険Sセレクトの特徴は次のページへ

&LIFE
ガン保険Sセレクト
なら!

1人ひとりのニーズに合わせてさまざまな保障から選ぶことができます

特徴 1



2つの基本保障(主契約の保険契約の型)から選択いただけます。

ガン診断
給付型

- 初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、再発・転移により入院されたとき一時金(ガン診断給付金)を1年に1回を限度に何度でもお受け取りいただけます。
- 一時金額(ガン診断給付金額)は、最高800万円^注まで設定いただけます。

治療の開始時、まとまったお金を受け取りたい方へおすすめです。

注 ガン診断給付金額は30万円～800万円で設定いただけます。ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

ガン入院
給付型

ガン(上皮内ガンを含む)で入院されたり手術を受けられたら、給付金を何度でもお受け取りいただけます。

入院や手術にかかる費用を準備したい方へおすすめです。

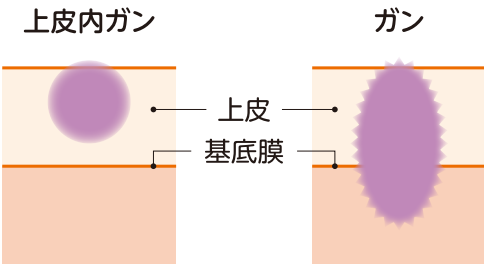
特徴 2



すべての保障において、早期のガンである上皮内ガンから保障します。

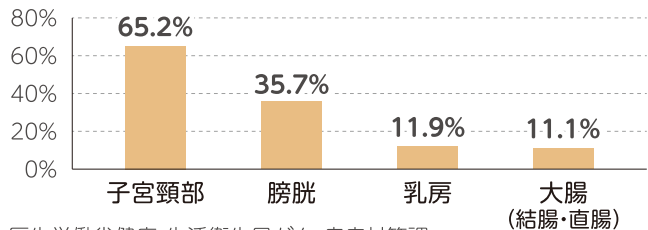
TOPICS 上皮内ガンとは?

上皮内ガンとは、ガン細胞が「上皮」と呼ばれる組織の内側にとどまっているガンのことをいいます。



※部位によって上皮内ガンの定義は異なります。

▶ 診断時における上皮内ガンの割合



厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
「令和2年 全国がん登録 罹患数・率 報告」

特徴 3



初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、保障はそのままで以後の保険料のお払込みは不要になります。

※ガン保険料払込免除特約を付加した場合

特徴 4



ガンの保障が一生涯続きます。

- ガンの保障が一生涯続くので、長生きに安心して備えることができます。
- 保険料は保険期間の途中で上がることはありません。

特徴 5



お申込み時の健康状態に関する告知事項は3つのみ。
下記の告知項目がすべて「いいえ」であれば、告知書のご提出のみでお申込みいただけます。

質問1	今までに、ガンにかかったことがありますか。(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)
質問2	過去2年以内に、三井住友海上あいおい生命所定の病気(またはその病気の疑い)や所見・病状で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。
質問3	過去2年以内に、健康診断・人間ドック・がん検診のいずれかを受けて、三井住友海上あいおい生命所定の検査結果の異常(要再検査・要精密検査・要治療)を指摘されましたか。

※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

詳しくは次のページへ

気になるデータ

商品の特徴

保障のラインアップ

主契約の保障内容

特約の保障内容

ガンの医療費／治療例

お受取例／Q & A

保険料表

&LIFE ガン保険Sセレクト 保障のラインアップ

2つの基本保障(主契約の保険契約の型)からどちらかをセレクト

- 下記のご契約例の他にも、お客さまのニーズに合わせて基本保障とオプション(特約)を組み合わせたり、給付金額を設定することができます。
※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。
- 主契約の保険契約の型により、付加できる特約が異なります。

基本保障(主契約の保険契約の型)



オプション(特約)

上皮内ガンも保障

このような場合にお支払いします		ご契約例① ガン診断給付型の場合 ガン診断給付金額:100万円		ご契約例② ガン入院給付型の場合 ガン入院給付金日額:1万円		詳細 ページ
ガン診断給付型 主契約の保険契約の型を どちらか選択 ガン入院給付型	診断確定	初めてガンと診断確定されたとき、再発・転移により入院されたとき	1年に1回を限度に 何度でも保障	一時金として 100万円	—	P.9
	入院	ガンで日帰り入院を含む入院をされたとき	支払限度日数 無制限	—	入院5日目まで 一律 5万円 ガン入院給付金日額の5日分	P.9
	手術	ガンで手術を受けられたとき	支払回数無制限	—	1回につき 20万円 ガン入院給付金日額の20倍	P.9
		+		+		
保険料 払込免除		初めてガンと診断確定されたとき、 以後の保険料のお払込みを免除 ガン保険料払込免除特約		ガンと診断確定されたら、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。		P.10
診断確定		初めてガンと診断確定されたとき、 再発・転移により入院されたとき ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)	1年に1回を限度に 何度でも保障	付加できません	一時金として 100万円 (ガン診断給付金額:100万円の場合)	P.10
抗ガン剤 治療		入院の有無を問わず、 抗ガン剤治療を受けられたとき 抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)	通算120月限度	10万円 × お支払事由に該当する月の月数 (抗ガン剤治療給付金月額:10万円の場合)		P.11
先進医療		ガンで先進医療による療養を受けられたとき ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)	保険期間通算 2,000万円まで保障	先進医療にかかわる 技術料と約款所定の交通費・宿泊費		P.13
通院		入院の有無を問わず、ガンの治療のために 往診・訪問診療等を含む通院をされたとき ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)		1万円 × 通院日数 (ガン治療通院給付金日額:1万円の場合)		P.13
退院		ガンで20日以上入院後、 退院されたとき ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)		付加できません	一時金として 20万円 ガン入院給付金日額の20倍	P.14
死亡・ 高度障害		ガンで死亡されたとき、 約款所定の高度障害状態になられたとき ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)		付加できません	一時金として 50万円 (ガン死亡保険金額:50万円の場合)	P.14

●オプション(特約)のみのご契約はできません。 ●お支払事由(お支払いできる場合)、給付に際しての制限事項につきましては、P.9～P.14をご確認ください。
注 ガン診断給付金額は、30万円～800万円を設定いただけます。ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

気になるデータ
商品の特徴
保障のラインアップ
主契約の保障内容
特約の保障内容
ガンの医療費・治療例
お受取例／Q & A
保険料表

基本保障

ニーズに合わせて、2つの主契約の保険契約の型からどちらかを選択いただけます

※主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

主契約

ガン診断給付型

ガン診断給付金

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン(上皮内ガンを含む)と診断確定**されたとき、およびその後**1年以上**経過してガンにより入院されたとき**(再発・転移を含む)**、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例
ガン診断給付金額：
100万円の場合

一時金として **100万円**

最高800万円まで
設定可能^注



- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- 保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン診断給付金額の5%)をお受け取りいただけます。
- 被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

注 ガン診断給付金額は、30万円～800万円を設定いただけます。ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

主契約

ガン入院給付型

ご契約例
ガン入院給付金日額：1万円の場合

入院

ガン入院 給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として入院されたとき

**日帰り入院^注から入院5日目まで
一律5日分**をお受け取りいただけます。

注 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。

入院5日目まで

一律 **5万円**

ガン入院給付金日額の5日分

入院6日目以降

1万円 × 入院日数

支払限度
日数
無制限

手術

ガン手術 給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として手術を受けられたとき

ガン入院給付金日額の**20倍**をお受け取りいただけます。

※ガン根治放射線照射(粒子線治療を含む)・ガン温熱療法も対象です。
対象となる手術は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

1回につき **20万円**

ガン入院給付金日額の20倍

支払回数
無制限



- 入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 保険期間を通じて死亡されたときの保障はありません。



POINT

ガンに関する 保障の開始 について

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この責任を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

オプション

※特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

特約

ガン保険料払込免除特約

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン(上皮内ガンを含む)と診断確定**されたとき、保障はそのまま以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院・手術の有無は問いません

ご契約

ガンと診断確定

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは
不要になりますが、**保障は継続します。**

特約

ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)

ガン診断給付金

⚠ 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン(上皮内ガンを含む)と診断確定**されたとき、およびその後**1年以上**経過してガンにより入院されたとき**(再発・転移を含む)**、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例
ガン診断給付金額：100万円の場合

一時金として **100万円**



- ガン診断給付金支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

お申込み

告知

90日間

責任開始期

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)
(91日目)

特約

抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)

抗ガン剤治療給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として、
抗ガン剤治療を受けられた月ごとにお受け取りいただけます。

点滴・注射・経口投与等
による抗ガン剤治療を
保障

ガンの治療を
目的とした
ホルモン療法も対象

お支払事由に
該当する月を
通算して120月を保障

ご契約例 抗ガン剤治療給付金月額:10万円の場合

10万円 × **お支払事由に該当する月^{注1}の月数**

支払限度 通算120月(同一の月に1回の支払限度)

次の**1**～**3**のすべてに該当する抗ガン剤^{注2}治療が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療
- 2 ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療
- 3 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療
 - ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - ・ 約款所定の先進医療^{注3}による療養
 - ・ 約款所定の患者申出療養^{注3}による療養
 - ・ 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

注1 お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ① 注射による投与が医師*により行われた場合:医師*によりその抗ガン剤が投与された日
- ② 経口による投与が行われた場合:医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日(ただし、被保険者が生存している日に限ります)
- ③ ①②に該当しない場合:医師がその抗ガン剤を処方した日

*看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

注2 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、以下に分類される薬剤をいいます。

L01.抗悪性腫瘍薬 L02.内分泌療法(ホルモン療法) L03.免疫賦活薬 L04.免疫抑制薬 V10.治療用放射性医薬品

注3 先進医療・患者申出療養とは、約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



●同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。



TOPICS

抗ガン剤治療とは

- 点滴、注射、または飲み薬として服用することで体内に入り、血液中を流れて全身に広がり、局所だけでなく全身に効能が及ぶ全身療法です。
- 複数の薬を組み合わせる併用する多剤併用療法が一般的です。
多剤併用療法とは、それぞれの薬の効能の相乗効果を狙うとともに、副作用を減らすことを目的としています。
- 手術や放射線療法の前にはできるだけガンを小さくすることを目的として抗ガン剤を用いることもあります。



抗ガン剤の投与方法の例



● 点滴投与のイメージ



抗ガン剤治療では多くの場合、1日または何日か投与したのちに、しばらく休薬期間をおき、再び投与するパターンを繰り返します。投与期間と休薬期間を合わせた期間を「クール」といいます。休薬期間を設けるのは、薬によってダメージを受けた正常細胞を回復させるためです。治療方法や治療を何クール行うかは、患者さんの体力やガンの縮小効果等を見ながら決められます。

抗ガン剤治療の例

胃ガン(男性)

胃ガンにかかり抗ガン剤治療を受けたケース

自覚症状があり内視鏡検査を受けたところ、
病変(ガン)が見つかり、そのまま内視鏡的粘膜切除術を受ける

3か月後に、定期検査で再発が見つかり、
5日間入院して内視鏡治療を受ける

術後薬物療法(抗ガン剤治療)を6か月間受ける

3か月に1回の定期検査(血液検査、内視鏡検査等)のため通院した

抗ガン剤治療に
かかった費用

自己負担3割:約20万円

※1か月間にかかった医療費の自己負担額が自己負担限度額をこえる月がなかったため、高額療養費制度の適用なし

※上記はあくまで事例であり、状況により治療方法・治療期間・費用等は異なります。

セールス手帖社保険FPS研究所「2023年5月版 がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金の真実」をもとに三井住友海上あいおい生命作成

特約

ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)

ガン先進医療給付金

ガン(上皮内ガンを含む)を直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる**技術料**と約款所定の**交通費・宿泊費**^注をお受け取りいただけます(保険期間通算**2,000万円**まで)。

先進医療にかかわる技術料を実費払

交通費・宿泊費^注もお支払い

注 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。



- 約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療は、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

特約

ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

ガン治療通院給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として支払対象期間中に**通院**されたときお受け取りいただけます。

入院の有無を
問わず保障

さまざまな
治療方法が対象

支払対象期間中は
何日でも保障

往診・訪問診療等
も保障



ガンの治療として一般的な、手術・放射線治療・抗ガン剤(点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます)治療をはじめとして、ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法等で通院された場合も保障します。

ご契約例 ガン治療通院給付金日額:1万円の場合

1万円 × 通院日数

次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて**5年間**
- 2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて**5年間**
 - ・ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ・ガンの治療を目的として入院されたとき^注

？ ガン治療通院給付金のお受け取りイメージは、Q&A②をご確認ください。

注 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。



- 検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

特約

ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)

ガン退院療養
給付金

！ 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン(上皮内ガンを含む)により継続した**20日以上**の入院をされた後、生存して退院されたとき、お受け取りいただけます。

退院されたときに
一時金をお支払い

1回の入院につき1回のお支払いを
限度に何度でも保障

ご契約例 主契約のガン入院給付金日額:1万円の場合

一時金として **20万円**

(主契約のガン入院給付金日額の20倍)



「ガン退院療養給付金」とは

ガンの治療後に退院されたとき、再発防止のための検査や検診、通院にかかる費用、体調管理に必要な費用等、さまざまな負担がかかる場合があります。このような退院後の負担をサポートすることで、お客さまに安心して療養していただくための保障です。



- ガン退院療養給付金支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いできません。

特約

ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

ガン死亡保険金
ガン高度障害保険金

！ 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン(上皮内ガンを含む)を直接の原因として、**お亡くなりになられたとき**ガン死亡保険金を、約款所定の**高度障害状態になられたとき**ガン高度障害保険金をお受け取りいただけます。

ご契約例 ガン死亡保険金額:50万円の場合

一時金として **50万円**



- ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金は重複してお支払いできません。

知っておきたいガンの医療費

公的医療保険が適用される保険診療を受けた場合、その医療費の一部(原則1割～3割)が自己負担になります。加えて、公的医療保険適用外となるものは全額自己負担になります。(2024年9月現在の公的制度に基づいて記載しています。)

公的医療保険が適用される部分での自己負担

一定限度をこえたとき、払い戻しを受ける
「高額療養費制度」の自己負担限度額分

検査にかかる費用

入院費用

手術費用

治療の費用
(抗ガン剤治療、放射線治療、緩和医療など)

等

入院時の食事代の一部負担

1食につき460円は自己負担となります。

※住民税非課税の方、住民税非課税でも高齢福祉年金を受けている方等は負担額が軽減されています。

公的医療保険適用外の自己負担

公的医療保険制度対象外の
先進医療にかかわる費用
患者申出療養にかかわる費用

個室や少人数の病室に入ったときの
特別料金 差額ベッド代

差額ベッド代の
1日あたりの
自己負担分

4人部屋	2,705円	2人部屋	3,101円
3人部屋	2,826円	1人部屋	8,322円

厚生労働省 中央社会保険医療協議会総会(第548回)
「主な選定療養に係る報告状況」

ガン治療に関わる費用

- セカンドオピニオン取得のための費用
- 抗ガン剤治療による脱毛のためのかつら(ウィッグ)、
眉、まつげのケアのための費用
- 定期検診の受診費用等、再発を予防するための費用

その他の雑費

- 交通費
- 入院時の日用品の購入費用
- 入院開始時の保証金
- 等

※未就学または義務教育期間中の子どもや難病と診断された方等に対して医療費の助成が受けられる「医療費助成制度」があります。詳細はお住まいの市区町村等にお問い合わせください。

高額療養費とは

同じ月に、医療機関等で支払った医療費(自己負担分)が高額になった場合、自己負担が軽くなるよう限度額が設けられています。自己負担の限度額は、年齢・年収・医療費総額等によって異なります。

69歳以下の場合

例

40代の方
(適用区分③の場合)

1か月で100万円の医療費が
かった場合注1

自己負担額は 87,430円

1か月の医療費総額100万円

自己負担額 87,430円

窓口負担3割
(30万円)

公的医療保険が
負担

高額療養費制度から支給 212,570円

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合注2 (4回目からの自己負担限度額)
①	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

注1 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えない場合でも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。また、同じ公的医療保険に加入している場合は、世帯で合算することができます。

注2 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12か月)で3か月以上あったときは、4か月目(4回目)からの自己負担限度額がさらに軽減されます。

※適用区分の年収は目安です。

※詳細は、加入されている公的医療保険の各照会窓口にお問い合わせください。

ガンの治療例

※下記はあくまでも事例であり、状況により治療方法・治療期間・費用等は異なります。

乳ガン

●女性(46歳・会社員) ●既婚 ●罹患時44歳

人間ドックで要精密検査の診断を受け、病院を受診。乳ガンおよび遺伝性乳ガン卵巣ガン症候群(HBOC)と診断された。両側の乳房全摘手術、卵巣卵管予防切除を行い、再発防止として、薬物療法と放射線療法、ホルモン療法を受ける。現在はホルモン療法を継続中。

●1年目

診断確定	●人間ドックで要精密検査と診断 ●病院を受診。乳ガン(右乳房)ⅢC期と診断	自己負担額 約9.3万円
入院・手術	●乳房全摘手術および乳房同時(一次)再建、卵管卵巣予防切除(入院:14日間)	約25.1万円
退院後		
通院・抗ガン剤治療	●薬物療法(抗ガン剤治療)(通院:6か月間) ●ホルモン療法(通院:6か月間)	約41.8万円 約1.2万円
入院・手術	●乳房再建術(自家組織再建・腹部遊離皮弁法)(入院:18日間)	約64.3万円
●2年目		
通院・抗ガン剤治療	●放射線療法(通院:約1か月間)	約6万円
自己負担額 合計	約147.7万円	
※自己負担額には、個室料(差額ベッド代)や交通費等、保険適用外の費用(合計約101万円)を含みます。		

※高額療養費制度を利用したものについては、高額療養費制度利用後の自己負担額で計算しています。

セールス手帖社保険FPS研究所「2023年5月版 がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金の真実」をもとに三井住友海上あいおい生命作成

気になるデータ 商品の特徴 保障のラインアップ 主契約の保障内容 特約の保障内容 ガンの医療費/治療例 お受取例/Q&A 保険料表

15

16

P.8の ご契約例①

P.8の ご契約例②

- 主契約
- ガン診断給付型 / ガン診断給付金額:100万円
- 特約
- ガン保険料払込免除特約
 - 抗ガン剤治療給付特約(18) / 抗ガン剤治療給付月額:10万円
 - ガン先進医療特約(18)
 - ガン治療通院給付特約 / ガン治療通院給付金日額:1万円

1 前立腺ガンと診断確定され、10日間入院し手術を受けた。

診断	ガン診断給付金 一時金 100万円
1の給付金合計 100万円	

2 約1年半後に再発し、1か月間のホルモン療法と放射線療法を併用した治療を、入院(2日)・通院(20日)で行った。

再発・入院	ガン診断給付金 一時金 100万円
通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金) 日額の20日分 20万円
抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金) 月額10万円の1か月分 10万円
2の給付金合計 130万円	

3 その後も6か月間のホルモン療法を行った。
(月に1回通院)

通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金) 日額の6日分 6万円
抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金) 月額10万円の6か月分 60万円
3の給付金合計 66万円	

1+2+3の給付金合計 296万円

- 主契約
- ガン入院給付型 / ガン入院給付金日額:1万円
- 特約
- ガン保険料払込免除特約
 - ガン診断給付特約(18) / ガン診断給付金額:100万円
 - 抗ガン剤治療給付特約(18) / 抗ガン剤治療給付月額:10万円
 - ガン先進医療特約(18)
 - ガン治療通院給付特約 / ガン治療通院給付金日額:1万円
 - ガン退院療養給付特約(18) / 主契約のガン入院給付金日額の20倍:20万円
 - ガン死亡保障特約(18) / ガン死亡保険金額:50万円

1 大腸ガンと診断確定され、3日間入院し内視鏡手術を受けた。

診断	ガン診断給付金 一時金 100万円
入院	ガン入院給付金 入院5日目まで一律 5万円
手術	ガン手術給付金 (主契約のガン入院) 給付金日額の20倍 20万円
1の給付金合計 125万円	

2 1年経過後、肺に転移。20日間入院し手術を受けた。退院後、6か月間の抗ガン剤治療を行った。(月に1回通院)

転移・入院	ガン診断給付金 一時金 100万円
	ガン入院給付金 (主契約のガン入院) 給付金日額の20日分 20万円
手術	ガン手術給付金 (主契約のガン入院) 給付金日額の20倍 20万円
退院	ガン退院療養給付金 20万円
通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金) 日額の6日分 6万円
抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金) 月額10万円の6か月分 60万円
2の給付金合計 226万円	

1+2の給付金合計 351万円

Q1 給付金が支払われない場合があるの？

A たとえば次のような場合には、給付金等をお支払いできません。

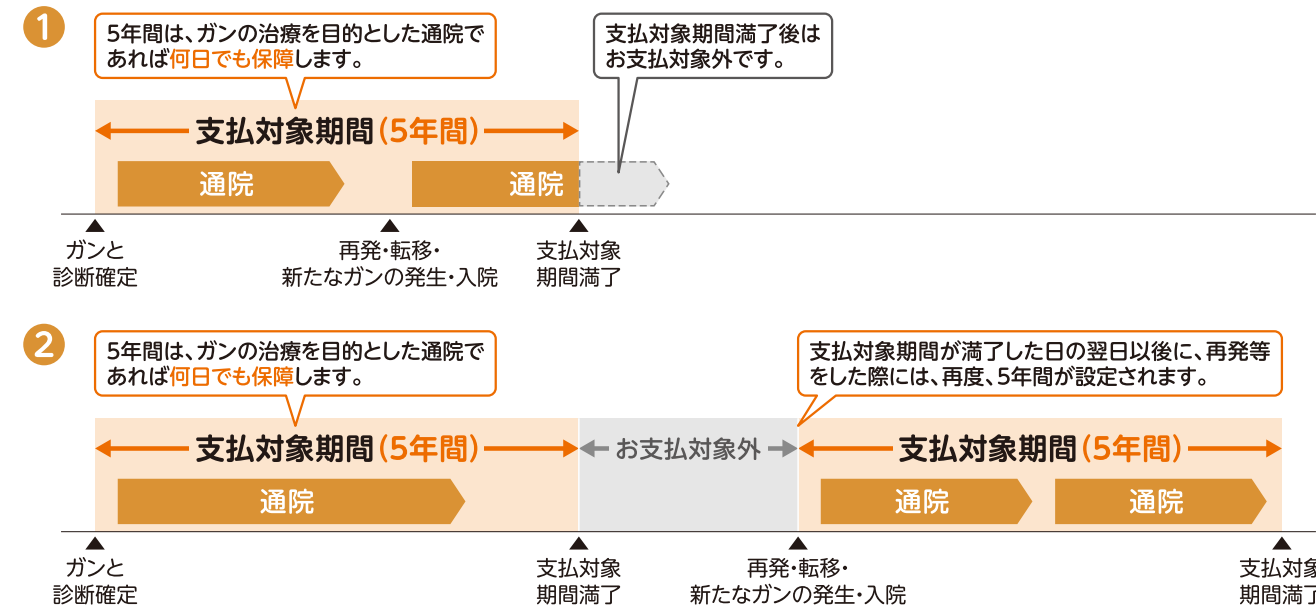
給付金等をお支払いできない場合	例
ガンの保障が始まる前に、ガンと診断確定された場合	ご契約後に健康診断で胃の異常を指摘され、精密検査の結果、ガンに関する保障が開始する前に胃ガンと診断確定されたとき ※ご契約者・被保険者がガンと診断確定された事実を知っていると知っていないとにかかわらず、ご契約は無効になります。
故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき	ご契約前の「慢性肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき
第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき	——
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき	——
お支払対象とならない手術を受けられたとき (ガン手術給付金の場合)	・大腸のポリープ(良性)の摘出術 ・診断・検査(生検(せいけん)、腹腔鏡検査等)のための手術 等
ガンの治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合 等	肺ガンで通院治療中に、急性心筋梗塞の治療を目的とする入院をされたとき

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q2 ガン治療通院給付金の受け取りイメージを教えてください

A ガン治療通院給付金のお受け取りイメージは以下のとおりです。

▶ 支払対象期間中に再発・転移・新たなガンが発生し、ガンの治療を目的とした通院をされた場合でも保障します(検査や経過観察のための通院は除きます)。



※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しております(ガン保険料払込免除特約を除く)。
※上記はあくまで事例であり、状況により治療方法・治療期間等は異なります。

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱) ■保険期間・保険料払込期間:終身
※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しています。(ガン保険料払込免除特約を除く)

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	主契約(主契約の保険契約の型)			特約						
	ガン診断給付型			★のついている特約は、主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。						
				ガン診断給付特約(18)★	抗ガン剤治療給付特約(18)	ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約	ガン退院療養給付特約(18)★	ガン死亡保障特約(18)★	
	ガン診断給付金額100万円	ガン診断給付金額200万円	ガン入院給付金日額1万円	ガン診断給付金額100万円	抗ガン剤治療給付金月額10万円	約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額1万円	主契約のガン入院給付金日額の20倍	ガン死亡保険金額50万円	
0	753	1,506	820	582	229	92	580	90	47	
1	763	1,526	820	591	234	92	580	90	49	
2	774	1,548	820	600	239	93	590	90	50	
3	785	1,570	840	612	244	93	590	90	51	
4	798	1,596	840	622	250	93	590	100	53	
5	811	1,622	850	634	255	93	600	100	56	
6	824	1,648	860	646	261	93	600	100	57	
7	838	1,676	870	658	269	93	610	100	60	
8	854	1,708	880	673	275	93	610	100	62	
9	870	1,740	890	687	282	93	620	110	64	
10	887	1,774	900	702	290	93	630	110	66	
11	905	1,810	920	718	297	94	630	110	69	
12	925	1,850	920	736	306	94	640	110	72	
13	946	1,892	940	754	314	94	650	110	75	
14	966	1,932	950	774	325	94	660	120	78	
15	990	1,980	970	795	334	94	670	120	81	
16	1,015	2,030	980	816	345	95	670	120	85	
17	1,040	2,080	990	839	357	95	680	130	88	
18	1,068	2,136	1,010	864	368	95	700	130	92	
19	1,097	2,194	1,020	890	380	95	710	130	96	
20	1,128	2,256	1,040	918	394	95	720	140	101	
21	1,159	2,318	1,070	947	408	96	730	140	106	
22	1,194	2,388	1,100	978	424	96	740	150	111	
23	1,230	2,460	1,120	1,011	439	96	760	150	116	
24	1,269	2,538	1,140	1,045	457	96	780	170	121	
25	1,309	2,618	1,160	1,082	474	97	800	170	127	
26	1,353	2,706	1,190	1,121	493	97	820	180	134	
27	1,400	2,800	1,230	1,163	515	97	830	180	140	
28	1,450	2,900	1,260	1,208	536	98	850	190	148	
29	1,503	3,006	1,290	1,256	560	98	870	200	155	
30	1,560	3,120	1,320	1,306	585	99	890	200	164	
31	1,626	3,252	1,370	1,361	613	99	920	210	172	
32	1,696	3,392	1,410	1,419	641	99	940	220	182	
33	1,770	3,540	1,460	1,482	673	99	970	230	191	
34	1,849	3,698	1,500	1,548	705	100	990	240	202	
35	1,933	3,866	1,550	1,619	741	100	1,010	250	214	
36	2,021	4,042	1,610	1,693	778	101	1,040	260	226	
37	2,114	4,228	1,650	1,772	819	101	1,070	270	240	
38	2,212	4,424	1,720	1,857	861	102	1,120	280	253	
39	2,317	4,634	1,790	1,946	906	103	1,150	300	268	
40	2,429	4,858	1,860	2,043	955	103	1,190	310	284	
41	2,547	5,094	1,940	2,145	1,009	104	1,230	330	302	
42	2,674	5,348	2,030	2,255	1,065	105	1,280	340	320	
43	2,809	5,618	2,110	2,373	1,124	106	1,320	350	340	
44	2,953	5,906	2,200	2,498	1,189	107	1,370	370	361	
45	3,107	6,214	2,300	2,631	1,257	109	1,440	390	384	
46	3,269	6,538	2,400	2,774	1,330	110	1,500	410	408	
47	3,443	6,886	2,510	2,925	1,408	111	1,560	440	434	
48	3,627	7,254	2,630	3,086	1,490	112	1,630	470	462	
49	3,823	7,646	2,740	3,259	1,580	113	1,700	500	491	
50	4,032	8,064	2,870	3,445	1,675	114	1,770	520	523	
51	4,256	8,512	3,010	3,642	1,780	115	1,860	550	557	
52	4,496	8,992	3,160	3,853	1,891	117	1,940	580	594	
53	4,751	9,502	3,320	4,079	2,011	118	2,050	610	633	
54	5,023	10,046	3,490	4,319	2,139	120	2,150	650	674	
55	5,308	10,616	3,670	4,573	2,277	122	2,260	680	719	
56	5,609	11,218	3,870	4,841	2,421	123	2,370	720	767	
57	5,920	11,840	4,060	5,117	2,570	125	2,490	760	818	
58	6,236	12,472	4,260	5,399	2,724	127	2,630	810	870	
59	6,554	13,108	4,450	5,681	2,878	128	2,750	850	926	
60	6,868	13,736	4,650	5,962	3,032	130	2,880	890	984	
61	7,177	14,354	4,840	6,239	3,183	131	3,010	930	1,044	
62	7,478	14,956	5,000	6,508	3,330	132	3,150	960	1,106	
63	7,771	15,542	5,180	6,770	3,473	133	3,290	990	1,169	
64	8,053	16,106	5,340	7,024	3,609	134	3,430	1,020	1,234	
65	8,327	16,654	5,500	7,268	3,738	135	3,570	1,050	1,301	
66	8,591	17,182	5,630	7,503	3,860	136	3,690	1,090	1,369	
67	8,845	17,690	5,790	7,731	3,975	136	3,830	1,110	1,439	
68	9,095	18,190	5,930	7,954	4,087	137	3,970	1,140	1,510	
69	9,343	18,686	6,080	8,176	4,193	138	4,100	1,170	1,583	
70	9,594	19,188	6,230	8,400	4,299	138	4,240	1,200	1,659	
71	9,845	19,690	6,390	8,630	4,403	140	4,360	1,230	1,737	
72	10,097	20,194	6,540	8,860	4,501	141	4,490	1,260	1,817	
73	10,346	20,692	6,720	9,088	4,593	141	4,620	1,290	1,897	
74	10,582	21,164	6,880	9,303	4,674	142	4,730	1,310	1,978	
75	10,802	21,604	7,030	9,504	4,741	142	4,850	1,340	2,058	
80	11,631	23,262	7,640	10,275	4,878	138	5,210	1,440	2,436	
85	12,128	24,256	8,090	10,750	4,766	132	5,430	1,480	2,762	

⚠ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。ただし、主契約の保険契約の型がガン入院給付型でガン診断給付金額が50万円以上のガン診断給付特約(18)が付加されているご契約の場合、主契約と特約の合計保険料が900円以上からお取扱いします。
◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 ◆上記以外のご契約条件

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	主契約 (主契約の保険契約の型)			特約						
				★のついている特約は、主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。						
	ガン診断給付型		ガン入院給付型	ガン診断給付特約(18)★	抗ガン剤治療給付特約(18)	ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約	ガン退院療養給付特約(18)★	ガン死亡保障特約(18)★	
	ガン診断給付金額100万円	ガン診断給付金額200万円	ガン入院給付金日額1万円	ガン診断給付金額100万円	抗ガン剤治療給付金月額10万円	約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額1万円	主契約のガン入院給付金日額の20倍	ガン死亡保険金額50万円	
0	709	1,418	750	556	219	88	540	90	46	
1	718	1,436	780	563	224	88	550	90	47	
2	729	1,458	780	573	229	88	550	90	49	
3	739	1,478	780	582	233	88	550	90	50	
4	749	1,498	790	592	238	88	560	90	51	
5	760	1,520	800	603	244	88	560	90	53	
6	772	1,544	810	614	249	88	570	90	55	
7	785	1,570	810	625	255	88	570	100	57	
8	799	1,598	830	638	261	88	570	100	59	
9	813	1,626	830	651	268	88	580	100	61	
10	827	1,654	840	666	275	88	580	100	64	
11	843	1,686	850	680	282	88	590	100	66	
12	860	1,720	860	695	289	88	600	100	68	
13	878	1,756	880	711	297	88	600	110	72	
14	896	1,792	880	729	305	88	610	110	74	
15	916	1,832	900	747	314	88	620	110	77	
16	937	1,874	910	766	323	88	620	110	80	
17	958	1,916	930	787	334	88	630	120	83	
18	982	1,964	930	808	344	88	640	120	87	
19	1,007	2,014	950	830	356	88	650	120	91	
20	1,031	2,062	960	854	367	88	660	130	94	
21	1,058	2,116	980	880	379	88	670	130	99	
22	1,086	2,172	990	904	393	88	680	130	103	
23	1,117	2,234	1,020	933	406	88	690	140	108	
24	1,149	2,298	1,030	962	422	88	700	140	113	
25	1,182	2,364	1,050	993	436	88	710	150	118	
26	1,218	2,436	1,070	1,026	453	88	730	150	123	
27	1,256	2,512	1,110	1,061	470	88	740	170	129	
28	1,295	2,590	1,130	1,098	489	88	750	170	135	
29	1,338	2,676	1,160	1,138	507	88	780	180	142	
30	1,383	2,766	1,190	1,179	528	88	800	180	148	
31	1,436	2,872	1,220	1,223	551	88	810	190	156	
32	1,490	2,980	1,250	1,270	574	88	830	200	164	
33	1,548	3,096	1,280	1,319	598	88	850	200	172	
34	1,609	3,218	1,310	1,370	624	88	870	210	180	
35	1,673	3,346	1,350	1,424	652	88	890	220	189	
36	1,740	3,480	1,400	1,482	681	88	910	230	199	
37	1,810	3,620	1,440	1,543	712	88	930	240	210	
38	1,883	3,766	1,480	1,606	745	88	960	250	220	
39	1,961	3,922	1,530	1,673	778	88	980	260	232	
40	2,041	4,082	1,580	1,743	815	88	1,000	270	244	
41	2,127	4,254	1,630	1,817	854	88	1,020	280	257	
42	2,216	4,432	1,680	1,895	893	88	1,050	290	271	
43	2,310	4,620	1,740	1,978	936	88	1,090	300	284	
44	2,408	4,816	1,800	2,065	981	88	1,130	320	300	
45	2,511	5,022	1,870	2,156	1,028	88	1,160	330	315	
46	2,619	5,238	1,930	2,251	1,078	88	1,200	330	333	
47	2,732	5,464	2,010	2,351	1,131	88	1,240	350	350	
48	2,851	5,702	2,070	2,457	1,184	88	1,280	370	369	
49	2,974	5,948	2,150	2,566	1,242	88	1,320	380	388	
50	3,105	6,210	2,220	2,682	1,303	88	1,360	400	409	
51	3,240	6,480	2,300	2,803	1,367	88	1,420	420	430	
52	3,382	6,764	2,380	2,928	1,436	88	1,470	430	452	
53	3,526	7,052	2,480	3,059	1,506	88	1,520	450	476	
54	3,678	7,356	2,560	3,195	1,580	88	1,580	480	500	
55	3,834	7,668	2,670	3,334	1,657	88	1,630	500	525	
56	3,992	7,984	2,760	3,477	1,736	88	1,680	520	552	
57	4,155	8,310	2,860	3,622	1,816	88	1,750	540	580	
58	4,318	8,636	2,960	3,770	1,898	88	1,810	560	609	
59	4,482	8,964	3,060	3,916	1,980	88	1,880	580	640	
60	4,645	9,290	3,150	4,063	2,062	88	1,950	600	672	
61	4,806	9,612	3,250	4,207	2,141	88	2,020	620	706	
62	4,963	9,926	3,340	4,348	2,220	88	2,090	640	740	
63	5,117	10,234	3,430	4,486	2,296	88	2,170	650	776	
64	5,267	10,534	3,500	4,620	2,369	88	2,240	670	813	
65	5,411	10,822	3,590	4,750	2,438	88	2,300	680	852	
66	5,551	11,102	3,650	4,875	2,502	88	2,390	700	891	
67	5,686	11,372	3,720	4,996	2,563	88	2,460	710	931	
68	5,819	11,638	3,790	5,114	2,621	88	2,530	730	972	
69	5,948	11,896	3,880	5,229	2,676	88	2,600	740	1,014	
70	6,076	12,152	3,950	5,343	2,727	88	2,680	760	1,057	
71	6,200	12,400	4,030	5,456	2,778	87	2,740	780	1,100	
72	6,322	12,644	4,100	5,569	2,823	87	2,810	800	1,143	
73	6,444	12,888	4,200	5,682	2,865	87	2,870	810	1,188	
74	6,566	13,132	4,270	5,796	2,904	87	2,940	820	1,234	
75	6,689	13,378	4,360	5,910	2,940	87	2,990	840	1,281	
80	7,307	14,614	4,810	6,481	3,070	87	3,270	910	1,539	
85	7,931	15,862	5,300	7,059	3,121	86	3,540	970	1,817	

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱) ■保険期間・保険料払込期間:終身
※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しています。(ガン保険料払込免除特約を除く)

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	主契約(主契約の保険契約の型)			特約						
				★のついている特約は、主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。						
	ガン診断給付型		ガン入院給付型	ガン診断給付特約(18)★	抗ガン剤治療給付特約(18)	ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約	ガン退院療養給付特約(18)★	ガン死亡保障特約(18)★	
	ガン診断給付金額100万円	ガン診断給付金額200万円	ガン入院給付金日額1万円	ガン診断給付金額100万円	抗ガン剤治療給付金月額10万円	約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額1万円	主契約のガン入院給付金日額の20倍	ガン死亡保険金額50万円	
0	827	1,654	830	646	367	94	610	80	36	
1	838	1,676	830	656	379	94	610	80	37	
2	851	1,702	850	667	391	94	620	80	38	
3	863	1,726	850	678	402	94	630	90	40	
4	876	1,752	860	690	414	94	630	90	41	
5	890	1,780	860	702	426	95	640	90	42	
6	905	1,810	880	715	437	95	650	90	43	
7	921	1,842	880	730	451	95	650	90	44	
8	938	1,876	890	744	463	95	660	90	46	
9	955	1,910	910	759	477	96	670	90	47	
10	975	1,950	910	776	492	96	680	100	49	
11	994	1,988	930	794	506	96	690	100	50	
12	1,016	2,032	940	812	522	96	700	100	52	
13	1,039	2,078	960	832	538	97	710	100	54	
14	1,062	2,124	960	854	557	97	720	100	56	
15	1,087	2,174	980	876	575	97	730	110	58	
16	1,115	2,230	990	899	595	98	750	110	61	
17	1,144	2,288	1,000	925	616	98	760	110	63	
18	1,173	2,346	1,010	952	639	99	790	110	66	
19	1,205	2,410	1,030	979	664	99	800	120	68	
20	1,237	2,474	1,060	1,008	689	99	820	120	72	
21	1,272	2,544	1,090	1,038	717	99	830	120	75	
22	1,307	2,614	1,100	1,070	747	100	850	130	78	
23	1,346	2,692	1,120	1,102	778	100	870	130	82	
24	1,385	2,770	1,150	1,137	813	101	890	130	85	
25	1,425	2,850	1,170	1,172	849	101	910	140	89	
26	1,469	2,938	1,200	1,211	887	102	930	140	93	
27	1,513	3,026	1,220	1,250	927	102	950	140	98	
28	1,559	3,118	1,250	1,291	969	103	980	150	103	
29	1,609	3,218	1,270	1,335	1,016	103	990	150	107	
30	1,660	3,320	1,300	1,381	1,063	104	1,020	170	112	
31	1,719	3,438	1,330	1,428	1,114	104	1,040	170	118	
32	1,780	3,560	1,360	1,479	1,167	105	1,070	180	123	
33	1,844	3,688	1,400	1,532	1,223	105	1,110	190	129	
34	1,909	3,818	1,430	1,585	1,281	106	1,130	190	136	
35	1,975	3,950	1,470	1,640	1,341	106	1,160	200	142	
36	2,043	4,086	1,500	1,697	1,404	107	1,190	210	149	
37	2,111	4,222	1,530	1,754	1,468	107	1,220	210	156	
38	2,180	4,360	1,580	1,811	1,533	107	1,250	220	163	
39	2,247	4,494	1,610	1,868	1,599	109	1,280	230	171	
40	2,313	4,626	1,640	1,922	1,666	109	1,310	230	179	
41	2,377	4,754	1,670	1,976	1,731	109	1,340	240	187	
42	2,440	4,880	1,730	2,029	1,796	110	1,370	250	196	
43	2,503	5,006	1,760	2,080	1,858	110	1,410	260	205	
44	2,566	5,132	1,800	2,133	1,919	110	1,440	260	214	
45	2,630	5,260	1,840	2,186	1,977	111	1,470	270	224	
46	2,696	5,392	1,880	2,241	2,032	111	1,500	280	235	
47	2,764	5,528	1,920	2,296	2,085	112	1,530	290	246	
48	2,835	5,670	1,960	2,356	2,135	112	1,570	300	257	
49	2,910	5,820	2,020	2,419	2,185	113	1,600	310	269	
50	2,989	5,978	2,060	2,486	2,231	113	1,630	320	281	
51	3,074	6,148	2,110	2,557	2,278	114	1,660	320	295	
52	3,164	6,328	2,170	2,633	2,325	115	1,700	330	309	
53	3,258	6,516	2,220	2,714	2,373	115	1,740	330	323	
54	3,358	6,716	2,280	2,798	2,422	116	1,770	350	338	
55	3,462	6,924	2,350	2,889	2,471	117	1,810	360	353	
56	3,574	7,148	2,400	2,985	2,526	117	1,850	370	370	
57	3,690	7,380	2,470	3,083	2,583	118	1,890	380	388	
58	3,807	7,614	2,540	3,185	2,643	119	1,930	390	407	
59	3,927	7,854	2,610	3,290	2,705	119	1,970	400	427	
60	4,047	8,094	2,690	3,392	2,769	120	2,020	420	447	
61	4,166	8,332	2,760	3,494	2,833	121	2,070	430	470	
62	4,282	8,564	2,820	3,594	2,898	122	2,110	440	493	
63	4,397	8,794	2,890	3,693	2,962	123	2,160	450	518	
64	4,511	9,022	2,960	3,791	3,025	123	2,200	470	543	
65	4,627	9,254	3,030	3,891	3,087	124	2,250	480	570	
66	4,743	9,486	3,090	3,990	3,148	125	2,290	490	597	
67	4,859	9,718	3,160	4,093	3,210	125	2,340	500	626	
68	4,976	9,952	3,250	4,194	3,272	126	2,380	510	654	
69	5,095	10,190	3,330	4,298	3,335	126	2,420	520	685	
70	5,218	10,436	3,410	4,405	3,399	126	2,470	540	718	
71	5,342	10,684	3,510	4,516	3,466	127	2,510	550	753	
72	5,476	10,952	3,610	4,636	3,539	128	2,560	560	790	
73	5,617	11,234	3,710	4,765	3,615	129	2,630	570	831	
74	5,769	11,538	3,830	4,901	3,696	130	2,680	590	875	
75	5,928	11,856	3,960	5,044	3,778	131	2,750	600	922	
80	6,740	13,480	4,540	5,774	4,160	137	3,170	680	1,189	
85	7,717	15,434	5,260	6,652	4,539	145	3,960	760	1,527	

⚠ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。ただし、主契約の保険契約の型がガン入院給付型でガン診断給付金額が50万円以上のガン診断給付特約(18)が付加されているご契約の場合、主契約と特約の合計保険料が900円以上からお取扱いします。
◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 ◆上記以外のご契約条件

(単位:円)

	主契約(主契約の保険契約の型)			特約					
				★のついている特約は、主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。					
ご契約年齢(歳)	ガン診断給付型		ガン入院給付型	ガン診断給付特約(18)★	抗ガン剤治療給付特約(18)	ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約	ガン退院療養給付特約(18)★	ガン死亡保障特約(18)★
	ガン診断給付金額100万円	ガン診断給付金額200万円	ガン入院給付金日額1万円	ガン診断給付金額100万円	抗ガン剤治療給付金月額10万円	約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額1万円	主契約のガン入院給付金日額の20倍	ガン死亡保険金額50万円
0	768	1,536	760	610	349	88	560	80	34
1	777	1,554	780	618	360	88	570	80	35
2	787	1,574	780	626	369	88	570	80	36
3	797	1,594	790	636	379	88	580	80	37
4	807	1,614	790	646	390	88	580	80	38
5	819	1,638	790	656	401	88	590	80	39
6	830	1,660	810	668	411	88	590	80	40
7	842	1,684	810	679	423	88	600	80	42
8	856	1,712	820	690	433	88	610	80	43
9	870	1,740	820	704	444	88	610	90	44
10	885	1,770	840	717	457	88	620	90	46
11	899	1,798	840	732	469	88	630	90	47
12	916	1,832	850	747	483	88	630	90	49
13	933	1,866	860	763	496	88	640	90	50
14	952	1,904	870	779	511	88	650	90	51
15	970	1,940	890	797	526	88	660	90	53
16	991	1,982	890	816	543	88	670	100	55
17	1,012	2,024	900	835	558	88	680	100	57
18	1,032	2,064	920	855	577	88	690	100	60
19	1,055	2,110	920	876	596	88	700	100	62
20	1,079	2,158	940	897	617	88	710	100	64
21	1,103	2,206	950	920	638	88	720	110	66
22	1,129	2,258	970	944	661	88	730	110	70
23	1,154	2,308	970	967	686	88	750	110	72
24	1,182	2,364	990	993	712	88	760	110	75
25	1,211	2,422	990	1,019	740	88	780	120	78
26	1,240	2,480	1,010	1,047	769	88	800	120	81
27	1,272	2,544	1,030	1,076	801	88	810	120	85
28	1,304	2,608	1,040	1,106	833	88	830	130	88
29	1,339	2,678	1,060	1,138	868	88	850	130	92
30	1,375	2,750	1,090	1,171	904	88	860	130	96
31	1,417	2,834	1,110	1,206	943	88	880	140	100
32	1,461	2,922	1,130	1,242	983	88	900	140	104
33	1,507	3,014	1,150	1,281	1,024	88	920	150	109
34	1,553	3,106	1,170	1,320	1,069	88	940	150	113
35	1,603	3,206	1,200	1,359	1,113	88	960	150	118
36	1,653	3,306	1,220	1,401	1,161	88	980	170	123
37	1,703	3,406	1,250	1,444	1,210	88	990	180	128
38	1,753	3,506	1,270	1,485	1,260	88	1,010	180	134
39	1,803	3,606	1,300	1,528	1,309	88	1,030	190	140
40	1,852	3,704	1,330	1,567	1,359	88	1,050	190	147
41	1,899	3,798	1,350	1,607	1,410	88	1,070	200	152
42	1,943	3,886	1,380	1,644	1,457	88	1,100	200	159
43	1,988	3,976	1,410	1,681	1,503	88	1,120	210	166
44	2,032	4,064	1,440	1,717	1,546	88	1,140	210	173
45	2,075	4,150	1,460	1,753	1,587	88	1,160	220	180
46	2,121	4,242	1,490	1,790	1,625	88	1,180	220	188
47	2,166	4,332	1,520	1,826	1,660	88	1,200	230	196
48	2,213	4,426	1,550	1,867	1,692	88	1,220	240	204
49	2,261	4,522	1,580	1,906	1,722	88	1,240	240	213
50	2,312	4,624	1,610	1,948	1,750	88	1,260	250	221
51	2,366	4,732	1,630	1,994	1,777	88	1,280	250	231
52	2,422	4,844	1,660	2,041	1,803	88	1,300	260	240
53	2,480	4,960	1,700	2,091	1,828	88	1,320	270	249
54	2,542	5,084	1,740	2,145	1,856	88	1,340	270	260
55	2,609	5,218	1,780	2,200	1,883	88	1,360	280	270
56	2,677	5,354	1,810	2,259	1,912	88	1,380	290	281
57	2,747	5,494	1,850	2,320	1,942	88	1,410	290	293
58	2,817	5,634	1,890	2,381	1,974	88	1,430	300	305
59	2,889	5,778	1,930	2,442	2,006	88	1,460	310	318
60	2,957	5,914	1,960	2,501	2,039	88	1,480	320	331
61	3,024	6,048	2,010	2,558	2,072	88	1,500	320	345
62	3,089	6,178	2,040	2,613	2,105	88	1,520	330	359
63	3,152	6,304	2,080	2,668	2,137	88	1,550	330	375
64	3,216	6,432	2,120	2,722	2,170	88	1,570	330	391
65	3,281	6,562	2,160	2,778	2,201	88	1,590	340	408
66	3,349	6,698	2,190	2,836	2,234	88	1,620	340	425
67	3,417	6,834	2,240	2,895	2,268	88	1,640	350	443
68	3,487	6,974	2,270	2,955	2,303	88	1,650	350	463
69	3,558	7,116	2,320	3,017	2,338	88	1,680	360	482
70	3,630	7,260	2,380	3,078	2,373	88	1,710	370	503
71	3,697	7,394	2,420	3,140	2,407	88	1,740	370	524
72	3,763	7,526	2,480	3,201	2,440	88	1,760	380	546
73	3,830	7,660	2,540	3,263	2,472	88	1,780	380	570
74	3,896	7,792	2,580	3,324	2,503	88	1,800	390	595
75	3,963	7,926	2,650	3,386	2,532	88	1,830	400	620
80	4,300	8,600	2,900	3,699	2,660	87	2,030	420	764
85	4,650	9,300	3,170	4,022	2,739	87	2,380	450	926

給付金等を「もれなく・スムーズに」お受け取りいただくために

給付金等の代理請求

- 寝たきりや認知症等で意思表示ができない、またはガンの病名告知がされていないなどの特別な事情で、ご請求者さまが給付金等や保険料の払込免除を請求することができないときに、あらかじめ指定された代理人がご請求者さまに代わって請求できる制度があります（指定代理請求制度）。
- 被保険者さまの配偶者・直系血族、3親等以内の親族などが代理人になることができます。
詳しいお手続きは三井住友海上あいおい生命の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

認知症で意思能力が低下し、
意思表示ができない場合



病気やケガで寝たきり状態
となり、意思表示ができない場合



病名を医師から
告知されておらず、ご家族のみが
病名を知っている場合



■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。



Web約款
ご契約のしおり・約款

「保険でできるエコ」してみませんか。



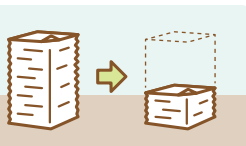
三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。

選ぶ



紙が減る



地球を
守る



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、「認定NPO法人 世界の子どものワクチンを 日本委員会」(JCV)へワクチン等の購入費用を寄付します。© JCV

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B1108 【AD】91-108 132,000 2024.04.01 (改・一) 62 2024-A-0786(2025.3.2)